南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電施設の設置等に関して必要な事項を定めることにより、事業区域及び周辺地域の自然環境及び景観の保全並びに生活環境との調和を図るとともに、災害の発生を防止し、村民の安全安心な生活の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　太陽光発電施設　太陽光を電気に変換する施設及びその付属施設をいう。

(2)　太陽光発電施設設置事業　太陽光発電施設を設置する事業（建築基準法(昭和25年法律第201号)第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電施設を設置するものを除く。）で、合計出力が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した合計出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。

(3)　事業者　太陽光発電施設の設置者及び事業施行者（設置者との契約により太陽光発電施設設置事業を請け負う全ての者をいう。）をいう。

(4)　事業区域　太陽光発電施設を設置する事業の用に供する区域をいう。

(5)　地域住民等　事業区域の属する地区並びに事業区域に隣接する土地の所有者又は使用者及び太陽光発電施設設置事業に伴って生活環境に一定の影響を受けると認められる者をいう。

(6)　所有者等　事業区域の土地又は建築物の所有者、占有者及び管理者をいう。

（村の責務）

第３条　村は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第４条　事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止、景観の維持及び自然環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　事業者は、地域住民等との良好な関係を構築するよう努めなければならない。

３　事業者は、太陽光発電事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければならない。

４　事業者は、太陽光発電施設設置事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

(1)　太陽光発電施設の維持管理に要する費用

(2)　太陽光発電施設を撤去するために必要な費用その他事業の廃止に要する費用

（所有者等の責務）

第５条　所有者等は、災害の発生を助長し、又は自然環境及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対し、当該事業区域を使用させないよう努めなければならない。

（禁止区域）

第６条　事業者は、次に掲げる区域(以下「禁止区域」という。)において太陽光発電施設設置事業を実施してはならない。

(1)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域

(2)　砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定により指定された砂防指定地

(3)　地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の規定により指定された地すべり防止区域

(4)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(5)　森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林の区域

(6)　農地法（昭和27年法律第229号）第４条第６項第１号ロ及び同法第５条第２項第１号ロに規定する農地の区域（営農型太陽光発電設備の設置事業は除く。）

(7)　前各号に掲げるもののほか、村長が指定する区域

（抑制区域）

第７条　事業者は、太陽光発電施設設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域(以下「抑制区域」という。) を事業区域に含めないよう努めなければならない。

２　抑制区域は、次に掲げる区域とする。

(1)　森林法５条第１項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域

(2)　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第１項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、第143条第１項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区

(3)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第１項の規定により指定された鳥獣保護区

(4)　文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第１項に規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物

　(5)　南箕輪村景観条例（平成26年条例第31号）第10条に規定される地区

(6)　 前各号に掲げるもののほか、村長が指定する区域

（事前協議及び計画）

第８条　事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ事前協議書（以下「事前協議書」という。）を村長に提出し、協議しなければならない。

２　事業者は、太陽光発電施設設置事業の計画に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　国が策定するガイドライン等を遵守すること。

(2)　環境の保全等の措置について、適切な対策を講じること。

(3)　雨水等による土砂流出等が発生しないよう適切な措置を講ずること。

(4)　降雨時に濁水等が施設周辺や河川下流域へ流出しないよう適切な対策を講ずること。

　(5)　雑草等が繁茂しないよう事業区域内を適切に管理すること。

　(6)　立木を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。

　(7)　景観及び生活環境に配慮すること。

(8)　災害発生時の緊急連絡体制並びに災害対応及び災害復旧に関するマニュアルを整備すること。

(9)　施設設置後も長期間にわたり施設が適切に維持管理するとともに、事業を終了する際は適切に施設を撤去し、及び処分すること。

(10)　前各号に掲げるもののほか、騒音、振動、光害、日照等人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす恐れがある事項について、適切な対策を講じること。

３　村長は、第１項の規定による事前協議があった太陽光発電施設設備事業が他の市町村の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村及び行政機関に対し必要な情報提供を行うものとする。

（標識の設置）

第９条　事業者は、太陽光発電施設設置事業の内容を地域住民等に周知するため、第８条の規定による事前協議書の提出日に、事業区域内の道路等に面した見えやすい場所に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

２　事業者は、設置工事が完了し、太陽光発電施設設置事業が行われている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（地域住民等への説明）

第10条　事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ地域住民等に対し事業内容に係る説明会を開催しなければならない。

２　事業者は、前項の説明に当たっては、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

３　抑制区域内において太陽光発電施設設置事業を行おうとする事業者（以下「抑制区域内事業者」という。）は、地域住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地からの意見の申出を受け付ける期間及び場所を定め、これを周知しなければならない。

４　抑制区域内事業者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と協議しなければならない。

５　抑制区域内事業者は、見解書を交付し、及び協議を行ったときは、規則で定めるところにより村長に報告しなければならない。

６　事業者は、第１項による説明会を開催したときは、その結果を書面により村長に報告しなければならない。

（同意）

第11条　事業者は、太陽光発電施設設置事業に係る届出をする前に、次の各号に該当する者から同意を得なければならない。

　(1)　所有者等(所有者等が設置者の場合を除く。)

　(2)　事業区域に隣接する土地及び建築物の所有者、占有者及び管理者

(3)　事業区域の属する地区の区長

(4)　前３号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた者

（協定の締結）

第12条　事業者は、事業区域及び周辺地域の災害の防止、景観の維持及び良好な自然環境等の保全に係る事項について、事業区域の属する地区の区長から求めがあったときは、協定を締結しなければならない。

２　事業者は、前項の規定により協定を締結したときは、当該協定に係る書面の写しを村長に提出しなければならない。

（届出）

第13条　事業者は、第８条第１項の規定による村長との協議が完了した後、太陽光発電施設の設置工事（以下「設置工事」という。）に着手する日の30日前までに、太陽光発電施設設備事業に係る事業計画届出書及び関係書類を村長に届け出なければならない。

２　村長は、前項による届出があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第14条　事業者は、前条第１項により届け出た事業計画を変更（当該事業を他者に譲渡する場合を含む。）しようとするときは、あらかじめ村長と協議した上で、変更事業計画書を村長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りではない。

２　前項の事業者は、村長が必要と認めたときは、地域住民等に対して改めて説明を行うものとする。

（着手の届出）

第15条　事業者は、設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ村長に届け出なければならない。

（工事完了又は中止の届出）

第16条　事業者は、設置工事が完了又は何らかの理由により中止したときは、規則で定めるところにより速やかに村長に届け出なければならない。

（事業の廃止）

第17条　事業者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則に定めるところにより村長に届け出なければならない。

２　事業者は、事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電施設を撤去しなければならない。

３　事業者は、太陽光発電施設を撤去したときは、事業区域を事業着手時の状態に復旧することを原則とし、当該施設の撤去に伴い発生した廃棄物等は適切に処理しなければならない。

４　事業者は、施設の廃止が完了したときは、規則に定めるところにより速やかに村長に届け出なければならない。

（工事完了又は廃止の確認）

第18条　村長は、第16条又は前条第４項の規定による届出があったときは、設備工事の完了又は廃止の状況について確認を行うものとする。

２　村長は、前項の確認の結果、工事完了又は廃止していると認めたときには、規則で定めるところによりその旨を事業者に通知するものとする。

（助言又は指導）

第19条　村長は、この条例の施行に関し必要と認めるときには、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

（報告の徴収及び立入調査）

第20条　村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告）

第21条　村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じ事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)　第８条第１項の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。

(2)　第10条第１項の規定による地域住民等への説明に係る措置を講じなかったとき。

(3)　第10条第６項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4)　第13条第１項、第14条第１項、第15条若しくは第16条の規定による届け出を行わず、又は虚偽の届け出をしたとき。

(5)　第18条の規定による確認の結果、村長が改善の措置の必要があると認めたとき。

(6)　前条第１項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(7)　前条第１項の規定による立入検査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

（公表）

第22条　村長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称を公表することができる。

２　村長は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

　（国又は県への報告）

第23条　村長は、前条の公表を行った場合、その内容及び事実について関係書類を添えて国又は県へ報告することができる。

（委任）

第24条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この条例は、令和７年１月１日から施行する。

　（経過措置）

２　第８条から第15条まで及び第21条第１号から同条第４号までの規定は、この条例の施行前に開始された太陽光発電施設設置事業については、適用しない。